

「検査結果票」または、「感染管理健康調査票」に関するQ&A

「検査結果票」または、「感染管理健康調査票」のご提出にあたって、よくあるご質問についてお答えします。Q1:なぜ入学前に抗体価検査が必要なのでしょうか？

A: 本学では、入学後まもなく、病院見学や早期体験実習を行う学科があります。学内や病院施設等における感染拡大を未然に防止し、かつ適切な教育研究環境を確保するため、入学前から抗体の有無の確認を行うことをお願いしています。

Q2:抗体価検査の結果、基準値を満たしていませんでした。入学前からワクチン接種を行う必要はありますか？

A: ワクチン接種は入学後でもかまいません。ただし、可能な場合は入学前より速やかにワクチン接種を実施し始めることで、自身を感染症から守り、他者への感染拡大を未然に防止することができます。

Q3:「感染管理健康調査票」は医療機関で記載してもらう必要がありますか？

A: 医療機関での記載・証明が必要です。

かかりつけ医または最寄りの医療機関に本紙および感染管理健康調査票を持参し、抗体価検査を受診してください。なお、本学附属・関連病院を受診した場合は、「検査結果票」が「感染管理健康調査票」の代わりとなりますので、別紙「感染管理健康調査票」は使用しません。

ワクチン接種を行った場合は、医療機関に接種歴を証明できる書類(接種証明書、予診票の写し等)を発行してもらい、原本は大切に保管してください。

Q4:過去に抗体価検査やワクチン接種をしていますが、再度検査や接種を行う必要がありますか？

A: 今回指定されている検査方法で大学入学予定日から遡って過去1年以内に検査し、その検査日、抗体価測定結果や接種履歴が証明できる場合は、再度検査や接種を行う必要はありません。検査を実施した医療機関に過去の検査結果を証明できる書類を持参し、転記・証明を依頼してください。

※過去の数値が有効であれば改めて抗体価検査を行う必要はありません。同様にワクチン接種も接種日を証明できれば再度実施する必要はありません。

Q5:以前ワクチンを接種していますが抗体価検査を行う必要がありますか？

A: 1年以内の抗体価の測定結果が証明できなければ、抗体価検査を行う必要があります。

Q6:幼少期に罹患していますが、改めてワクチン接種または抗体価検査は必要ですか？

A: 必要です。

幼少期に罹患歴があつたとしても、抗体価が十分とは限りません。再度抗体価検査を行い、抗体価が基準値未満の場合はワクチン接種をしてください。

Q7:抗体価検査の結果、複数のワクチン接種が必要になります。何から優先して接種すればよいですか？

A: 複数のワクチンは接種間隔のルールを守れば同時接種ができます。P3の厚生労働省の案内を参照してください。ワクチン接種は入学後でもかまいませんが、抗体価検査の結果により基準値を満たしていない場合は入学後も速やかにワクチン接種を実施していただくように推奨しています。なお、入学前から接種が行われる場合は、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の4つを優先的に接種してください。

Q8: 3回接種が必要なB型肝炎のワクチン接種は入学前までに何回接種しておけば望ましいですか？

A: ワクチン接種は入学後でもかまいません。ただし、B型肝炎のワクチン接種は3回の接種が必要であり、接種完了まで7か月の期間が必要になります。よって、可能な場合は入学前に1回(または2回目まで)の接種を終えておく方が良いと考えます。

2回目接種は、1回目接種から1ヶ月後(4週間後)のため、入学前に2回目の時期が来る場合には時期を逃さず接種してください。各回の接種時期が大幅に遅れた場合、十分な効果が認められない場合があります。

※大田原キャンパスの入学生については、B型肝炎のみ入学後に接種時期の指導がありますので、その他のワクチンにつきましては、入学前の接種を開始してください。

Q9: 体質等によりワクチン接種を受けられない場合はどうしたらよいでしょうか？ A: かかりつけの医療機関等でワクチン接種ができない理由のわかる診断書を発行いただき、「感染管理健康調査票」とともに提出してください。麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎のワクチンは、妊娠中の方、ステロイドなどの免疫を下げる薬剤を使用中の方などは接種できません。医療機関とご相談の上、必要な書類を提出してください。

Q10: 「検査結果票」または、「感染管理健康調査票」はいつ提出すればよいですか？

A: 提出は入学後(4月以降)です。原本を大学に提出してください。原本はご自身の健康管理の資料となります。大学にて内容を確認し、コピーを取得後に原本を返却します。原本は大切に保管してください。なお、提出日や提出方法は3月中旬発送の「入学式関連日程のご案内」にてお知らせします。

Q11: 合格発表日が3月であったため、検査等を実施する時間的余裕がありません。検査等が未実施の場合 はどうすればよいですか。

A: 入学後、すみやかに検査を受けキャンパスに必要書類を提出してください。

Q12: 最寄りの病院では、大学で指定されている抗体価の項目すべてを検査できないと回答されました。 どうすればよいでしょうか。

A: 他の病院をお捜しいただくか、少し遠くなってしまっても、本学関連病院での検査をお願いします。

Q13: B型肝炎の検査を行いたいのですが、抗原検査と抗体検査どちらを検査すればよいか。 A: S抗原検査とS抗体検査の両方を行ってください。

Q14: 4種抗体価検査について「EIA法」で検査を受けるようにと記載がありますが、他の検査方法で抗体価検査を行っても問題ないでしょうか。

A: 医学的に信頼性の高い検査方法がEIA法となりますので、この方法での検査をお願いします。

Q15: 国際医療福祉大学グループ病院での抗体検査の価格が10,000円に対して、かかりつけ医では高額な検査費用が掛かると説明がありました。検査価格に大きな差があり心配になりました。 A: 検査費用の10,000円は本学グループに在籍している学生価格として割引しています。

Q16: T-SPOT検査は「TB」はあるが、「TM」は無いと医療機関に言われたが、「TB」で検査をしても良いのでしょうか。

A: 「TB」は商標登録であるため、検査をして問題ございません。

2

Q17: 抗体価検査の結果は、入学前に送る必要がありますか。

A: 提出は入学後になります。提出方法につきましては、3月中旬発送の「入学式関連日程のご案内」をご確認ください。

Q18: 「大学通学が可能であるか確認できる診断書」とはどのようなものでしょうか。

A: この診断書は、通学に支障をきたす医学的な問題がないかどうかを確認するためのものです。B型肝炎 S 抗原検査が陽性の場合および結核スクリーニング検査が陽性の場合に提出をお願いいたします。検査を受けた医療機関にて発行してもらってください。B型肝炎 S 抗原検査や結核検査が「陽性」であっても、既に医療機関を受診済みであったり、緊急性がなく大学入学後に治療を始めても問題がない場合があります。そのような状況を確認できる診断書を発行してもらってください。



